



長野県報

12月4日(月)
令和5年
(2023年)
第463号

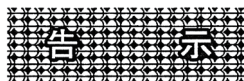
目次

告示

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(4件)(森林づくり推進課).....	1
解除予定保安林にする旨の通知(森林づくり推進課).....	3
公職選挙法に基づく長野県議会議員補欠選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨(選挙管理委員会).....	3

公告

随意契約の相手方の決定(DX推進課デジタルインフラ整備室).....	8
林業種苗法に基づく講習会の開催(森林づくり推進課).....	8



長野県告示第627号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和5年12月4日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
諏訪市(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
諏訪市(次の図に示す部分に限る。)
イ 次の森林については、主伐は、択伐による。
諏訪市(次の図に示す部分に限る。)
ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第628号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和5年12月4日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
安曇野市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第629号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和5年12月4日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東筑摩郡朝日村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、朝日村（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
朝日村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、朝日村（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び朝日村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第630号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和5年12月4日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上水内郡小川村(国有林。次の図に示す部分に限る。)、小川村(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
小川村(国有林。次の図に示す部分に限る。)、小川村(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第631号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和5年12月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
長野市篠ノ井山布施字池之平7527の16(次の図に示す部分に限る。)、7502の4、7502の5、7503の3、7503の4、7527の2、7527の12、7527の14、7527の15、7528の5、7528の6
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 解除の理由
道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

選告示第44号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第189条第1項の規定により提出のあった令和4年8月7日執行の長野県議会議員補欠選挙(上伊那郡選挙区)における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨は、次のとおりです。

令和5年12月4日

長野県選挙管理委員会委員長 北島靖生

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和4年8月7日執行長野県議会議員補欠選挙（上伊那郡選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
（法定選挙運動費用額） 6,717,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	瀬戸 純	所属党派	日本共産党	期間	6月10日から 8月19日まで	第1回分
出納責任者氏名	根橋 俊夫					

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄 附 額) 円		円
瀬戸 敏章	無職	20,000	人件費	0
古村 利幸	無職	20,000	家屋費	248,388
瀬戸 堯穂	農業	30,000	選挙事務所費	248,388
有賀 洋一	自営業	30,000	集会会場費	0
日本共産党上伊那地区委員会		436,952	通信費	70,842
			交通費	104,314
			印刷費	436,069
			広告費	148,645
			文具費	19,852
			食糧費	102,779
			休泊費	9,900
			雑費	36,023
その他の寄附 45件		314,000		
その他の収入		0		
今回計		850,952	今回計	1,176,812
前回計		—	前回計	—
総 計		850,952	総 計	1,176,812

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	123,680円
	ポスターの作成	202,180円
	計	325,860円

報告書受理年月日	令和4年8月22日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	瀬戸 純	所属党派	日本共産党	期 間	8月22日から	第2回分
出納責任者氏名	根橋 俊夫				8月22日まで	

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄 附 額)	円
日本共産党上伊那地区委員会		5,023	
その他の寄附		0	
その他の収入		0	
今回計		5,023	
前回計		850,952	
総 計		855,975	

支出

人件費	0
家屋費	0
選挙事務所費	0
集会会場費	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	0
広告費	0
文具費	0
食糧費	0
休泊費	0
雑費	5,023
今回計	5,023
前回計	1,176,812
総 計	1,181,835

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	123,680円
	ポスターの作成	202,180円
	計	325,860円

報告書受理年月日	令和4年9月6日	第2回報告分
----------	----------	--------

候補者氏名	瀬戸 純	所属党派	日本共産党	期 間	9月7日から	第3回分
出納責任者氏名	根橋 俊夫				9月7日まで	

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄 附 額)	円
日本共産党上伊那地区委員会		66,082	
その他の寄附		0	
その他の収入		0	
今回計		66,082	
前回計		855,975	
総 計		922,057	

支出

人件費	0
家屋費	0
選挙事務所費	0
集会会場費	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	0
広告費	66,082
文具費	0
食糧費	0
休泊費	0
雑費	0
今回計	66,082
前回計	1,181,835
総 計	1,247,917

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	123,680円
	ポスターの作成	202,180円
	計	325,860円

報告書受理年月日	令和4年9月12日	第3回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	原 健児	所属党派	無所属	期 間	6月30日から 8月19日まで	第1回分
出納責任者氏名	山崎 雅寛					

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄 附 額)	円
清水 洋	会社役員	100,000	
北条 節夫	会社役員	30,000	
上田 幸生	会社役員	100,000	
白鳥 邦夫	会社役員	50,000	
藤澤 久美子	自営業	20,000	
原 正彦	会社役員	20,000	
小林 誠	会社役員	30,000	
その他の寄附 66件		392,000	
その他の収入		550,000	
今回計		1,292,000	
前回計		—	
総 計		1,292,000	

支出

項目	円
人件費	226,500
家屋費	240,992
選挙事務所費	233,492
集会会場費	7,500
通信費	344
交通費	139,500
印刷費	716,630
広告費	292,490
文具費	45,009
食糧費	248,084
休泊費	0
雑費	66,513
今回計	1,976,062
前回計	—
総 計	1,976,062

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	123,200円
	ポスターの作成	581,900円
	計	705,100円

報告書受理年月日	令和4年8月22日	第1回報告分
----------	-----------	--------